

第2次かつしか健康実現プランの計画期間延長について

★概要

第2次かつしか健康実現プランは、健康増進法で定める「市町村健康増進計画」に位置づけられており、国が定める「健康日本21（第二次）」（計画期間：平成25年度～令和4年度）及び東京都が定める「東京都健康推進プラン21（第二次）」（計画期間：平成25年度～令和4年度）の内容を踏まえつつ、区の上位計画である「葛飾区基本計画」やその他関連計画との整合性を図りながら策定された計画である。

今般、国は医療費適正化計画や医療計画等との計画期間を一致させること等を目的として、「健康日本21（第二次）」の計画期間を1年延長した。また、東京都においても、国の動向に合わせて、「東京都健康推進プラン21（第二次）」の計画期間を1年延長することを決定している。

かつしか健康実現プランは、国及び東京都の計画を踏まえて策定していることから、現プランの計画期間についても同様に1年延長することとし、次期プランについては国及び東京都の新しい計画の内容を把握した上で策定検討を進めることとしたい。また、関連計画である「葛飾区食育推進計画」及び「葛飾区自殺対策計画」についても、同様の取り扱いとしたい。

★計画期間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(国)	健康日本21（第二次）	平成25年度～令和4年度		1年延長	次期プラン	
(都)	東京都健康推進プラン21（第二次）	平成25年度～令和4年度		1年延長	次期プラン	
(区)	第2次かつしか健康実現プラン	令和元年度～令和5年度			1年延長	次期プラン ※令和7年度～ 令和11年度(予定)
(区)	葛飾区食育推進計画	令和元年度～令和5年度			1年延長	
(区)	葛飾区自殺対策計画	令和2年度～令和5年度			1年延長	

★次期かつしか健康実現プラン策定に向けた検討内容

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
葛飾区健康医療推進協議会における検討事項等		実態調査の 項目確定	実態調査 実施	計画策定	